

魚津市告示第3号

魚津市男性の育児休業取得促進補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年1月25日

魚津市長 村椿 晃

魚津市男性の育児休業取得促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市男性の育児休業取得促進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1) 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業をいう。

(2) 労働者 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。

(3) 事業主 事業の経営の主体である個人、法人又は法人格がない社団若しくは財団をいう。

(4) 中小企業事業主 資本金の額若しくは出資の総額が3億円（小売業（飲食店を含む。）又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主又はその常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を超えない事業主をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、少子化の一因となっている女性の家事・育児の負担感を解消し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、男性労働者が育児休業を取得した場合に、当該労働者及びその事業主に対し、補助金を交付するものとする。

(交付対象者)

第4条 交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する魚津市内に事業所を有する企業等の事業主及び魚津市に住民登録がある育児休業

取得労働者とする。

(1) 事業主

ア 次のいずれかに加盟の承認、登録又は認定されていること。

(ア) イクボス企業同盟とやま

(イ) 元気とやま！子育て応援企業

(ウ) とやま女性活躍企業

イ 就業規則（労働基準法第89条に規定する就業規則をいう。）、労働協約（労働組合法（昭和24年法律第174号）第14条に規定する労働協約をいう。）等により育児休業制度を設けていること。

ウ 勤務する男性労働者に、子が2歳に達するまでの間に、中小企業事業主は5日以上、それ以外の事業主は14日以上（勤務を要しない日を含む。）の育児休業（令和4年10月1日以降に開始したものに限る。以下「補助対象育児休業」という。）を取得させ、職場復帰させていること。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に関与していない者であること。

オ 市税等を滞納していないこと。

(2) 育児休業取得労働者

ア 前号ア（ア）、ア（イ）又はア（ウ）のうち、いずれかの事業所に勤務する男性労働者であること。

イ 国家公務員又は地方公務員で常勤の身分を併せ持っていない者であること。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団に関与していない者であること。

エ 市税等を滞納していないこと。

オ 魚津市が行う男性の育児休業に関する啓発活動に協力できること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象育児休業の取得1回につき、事業主及び育児休業取得労働者に対し、各5万円とする。

2 同一育児休業取得労働者に係る交付は、1人の子につき1回を限度とする。

3 多胎児は、1人の子とみなし、前項の規定を準用する。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業主は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 魚津市男性の育児休業取得促進補助金交付申請書及び実績報告書（事業主用）（様式第1号）

(2) 魚津市男性の育児休業取得促進補助金交付申請書及び実績報告書（魚津市外に住居登録がある労働者が育児休業を取得した場合の事業主用）（様式第2号）

- 2 補助金の交付を受けようとする育児休業取得労働者のうち、市内事業所に勤務する者は、魚津市男性の育児休業取得促進補助金交付申請書及び実績報告書（育児休業取得労働者用）（様式第3号）を事業主を経由して市長に提出しなければならない。
- 3 補助金の交付を受けようとする育児休業取得労働者のうち、市外事業所に勤務する者は、魚津市男性の育児休業取得促進補助金交付申請書及び実績報告書（市外事業所に勤務する育児休業取得労働者用）（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- 4 補助金の交付を受けようとする事業主及び育児休業取得労働者は、前3項の交付申請書及び実績報告書に加えて、その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。
- 5 前4項の交付申請書及び実績報告書及びその他市長が必要と認める書類の提出期限は、交付の対象となる育児休業取得労働者が職場復帰した日（以下「職場復帰日」という。）から起算して2か月を経過する日又は職場復帰日が属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定により、交付申請書及び実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、魚津市男性の育児休業取得促進補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第5号）又は魚津市男性の育児休業取得促進補助金不交付決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する通知をした後、当該申請者に補助金を交付するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。
（この告示の失効）
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
（令和4年度事業に係る特例）
- 3 令和4年度に限り、第6条第5項の規定の適用については、同条中「交付の対象となる育児休業取得労働者が職場復帰した日（以下「職場復帰日」という。）から起算して2か月を経過する日又は職場復帰日が属する年度の3月31日のいずれか早い日」とあるのは、「3月31日」とする。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者（事業主）
所在地
名称
代表者職・氏名

魚津市男性の育児休業取得促進補助金交付申請書及び実績報告書（事業主用）

魚津市男性の育児休業取得促進補助金交付要綱第6条第1項第1号の規定により、次の関係書類を添えて補助金交付申請し、併せて実績報告します。

記

- 1 交付申請額 金50,000円
- 2 交付対象となる育児休業に係る事項

企業 に関する事項	名称	
	所在地	
	従業員数	常時雇用する労働者数 人 ※ 年 月 日現在
	加盟等状況	<input type="checkbox"/> イクボス企業同盟とやま <input type="checkbox"/> 元気とやま！子育て応援企業 <input type="checkbox"/> とやま女性活躍企業 ※該当するものに☑してください。
育児休業 取得労働者 に関する事項	氏名	
	子の生年月日	年 月 日
	育児休業承認期間	年 月 日から 年 月 日まで ※所定労働日に対する休業日数（日間）
	職場復帰日	年 月 日 ※上記の最終休業期間に係る日

<p>添付書類</p> <p>※提出する書類を、<input checked="" type="checkbox"/>してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 育児休業の承認内容を証する書類（育児休業承認書の写し等）</p> <p><input type="checkbox"/> 育児休業取得及び復帰の実績を証する書類（出勤簿、タイムカード等の写し）</p> <p><input type="checkbox"/> 別記様式1（市税納付状況確認の同意）</p>			
<p>誓約</p> <p>※内容を確認し、<input checked="" type="checkbox"/>してください。</p>	<p>次の各号のいずれにも該当していること及び上記の内容について確認し、事実と相違ないことを誓約します。</p> <p><input type="checkbox"/> (1) 就業規則（労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則をいう。）、労働協約（労働組合法（昭和24年法律第174号）第14条に規定する労働協約をいう。）等により育児休業制度を設けていること。（交付要綱第4条第1号イに規定）</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に参与していない者であること。（交付要綱第4条第1号エに規定）</p> <p>(3) 市税等を滞納していないこと。（交付要綱第4条第1号オに規定）</p>			
<p>振込先 (事業主分)</p>	<p>金融機関名</p>		<p>支店名</p>	
	<p>預金種別</p>	<p>普通 ・ 当座</p>		
	<p>口座番号</p>			
	<p>フリガナ</p>			
<p>担当者</p>	<p>所 属</p>			
	<p>氏 名</p>			
	<p>電 話</p>			
	<p>メールアドレス</p>			

備考

- 1 魚津市男性の育児休業取得促進補助金交付申請書及び実績報告書（育児休業取得労働者用）（様式第3号）と併せて提出すること。
- 2 以下のいずれか早い時期までに市へ提出すること。
 - (1) 直近の職場復帰日から2か月以内
 - (2) 直近の職場復帰日の属する年度の3月31日

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者（事業主）
所在地
名称
代表者職・氏名

魚津市男性の育児休業取得促進補助金交付申請書及び実績報告書（魚津市外に住民登録がある労働者が育児休業を取得した場合の事業主用）

魚津市男性の育児休業取得促進補助金交付要綱第6条第1項第2号の規定により、次の関係書類を添えて補助金交付申請し、併せて実績報告します。

記

- 1 交付申請額 金50,000円
- 2 交付対象となる育児休業に係る事項

企業 に関する事項	名称	
	所在地	
	従業員数	常時雇用する労働者数 人 ※ 年 月 日現在
	加盟等状況	<input type="checkbox"/> イクボス企業同盟とやま <input type="checkbox"/> 元気とやま！子育て応援企業 <input type="checkbox"/> とやま女性活躍企業 ※該当するものに☑してください。
育児休業 取得労働者 に関する事項	氏名	
	住所	
	子の生年月日	年 月 日
	育児休業承認期間	年 月 日から 年 月 日まで ※所定労働日に対する休業日数（日間）
	職場復帰日	年 月 日 ※上記の最終休業期間に係る日

<p>添付書類</p> <p>※提出する書類を☑してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 育児休業の承認内容を証する書類（育児休業承認書の写し等）</p> <p><input type="checkbox"/> 子の生年月日を証する書類（出生届出済証明の写し等）</p> <p><input type="checkbox"/> 育児休業取得及び復帰の実績を証する書類（出勤簿、タイムカード等の写し）</p> <p><input type="checkbox"/> 別記様式1（市税納付状況確認の同意）</p>		
<p>誓約</p> <p>※内容を確認し、☑してください。</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	<p>次の各号のいずれにも該当していること及び上記の内容について確認し、事実と相違ないことを誓約します。</p> <p>(1) 就業規則（労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則をいう。）、労働協約（労働組合法（昭和24年法律第174号）第14条に規定する労働協約をいう。）等により育児休業制度を設けていること。（交付要綱第4条第1号イに規定）</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に参与していない者であること。（交付要綱第4条第1号エに規定）</p> <p>(3) 市税等を滞納していないこと。（交付要綱第4条第1号オに規定）</p>	
<p>同意事項</p>	<p>勤務先事業主が、本申請の添付書類として、子の生年月日を証する書類（出生届出済証明の写し等）を魚津市長に提出することに同意します。</p> <p>育児休業取得者氏名 _____（自署）</p>		
<p>振込先</p>	<p>金融機関名</p>		<p>支店名</p>
	<p>預金種別</p>	<p>普通 ・ 当座</p>	
	<p>口座番号</p>		
	<p>フリガナ</p>		
	<p>口座名義</p>		
<p>担当者</p>	<p>所 属</p> <p>氏 名</p> <p>電 話</p> <p>メールアドレス</p>		

備考

以下のいずれか早い時期までに市へ提出すること。

- (1) 直近の職場復帰日から2か月以内
- (2) 直近の職場復帰日の属する年度の3月31日

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者（育児休業取得労働者）
自宅住所
氏 名

魚津市男性の育児休業取得促進補助金交付申請書及び実績報告書（育児休業取得労働者用）

魚津市男性の育児休業取得促進補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次の関係書類を添えて補助金交付申請し、併せて実績報告します。

記

- 1 交付申請額 金50,000円
- 2 交付対象となる育児休業に係る事項

勤務先 に関する事項	名称 (事業所)			
	所在地			
育児休業 取得労働者 に関する事項	子の生年月日	年 月 日		
	育児休業 承認期間	年 月 日から 年 月 日まで ※所定労働日に対する休業日数（日間）		
	職場復帰日	年 月 日 ※上記の最終休業期間に係る日		
添付書類 ※提出する書類を ☑してください。	<input type="checkbox"/> 子の生年月日を証する書類（出生届出済証明の写し等） <input type="checkbox"/> 別記様式2（市税納付状況確認の同意）			
振込先 (育児休業取得 労働者分)	金融機関名		支店名	
	預金種別	普通 ・ 当座		
	口座番号			
	フリガナ			
	口座名義			

<p style="text-align: center;">誓約</p> <p>※内容を確認し、 <input checked="" type="checkbox"/>してください 。</p>	<input type="checkbox"/>	<p>次の各号のいずれにも該当していること及び上記の内容について確認し、事実と相違ないことを誓約します。</p> <p>(1) 国家公務員又は地方公務員で常勤の身分を併せ持っていない者であること。(交付要綱第4条第2号イに規定)</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団に関与していない者であること。(交付要綱第4条第2号ウに規定)</p> <p>(3) 市税等を滞納していないこと。(交付要綱第4条第2号エに規定)</p> <p>(4) 魚津市が行う男性の育児休業に関する啓発活動に協力できること。(交付要綱第4条第2号オに規定)</p>
---	--------------------------	--

備考

- 1 勤務先事業主を経由して申請を行うこと。
- 2 以下のいずれか早い時期までに市へ提出すること。
 - (1) 直近の職場復帰日から2か月以内
 - (2) 直近の職場復帰日の属する年度の3月31日

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者（育児休業取得労働者）
自宅住所
氏 名

魚津市男性の育児休業取得促進補助金交付申請書及び実績報告書（市外事業所に勤務する育児休業取得労働者用）

魚津市男性の育児休業取得促進補助金交付要綱第6条第3項の規定により、次の関係書類を添えて補助金交付申請し、併せて実績報告します。

記

- 1 交付申請額 金50,000円
- 2 交付対象となる育児休業に係る事項

育児休業 取得労働者 に関する事項	子の生年月日	年 月 日		
	育児休業 承認期間	年 月 日から 年 月 日まで ※所定労働日に対する休業日数（日間）		
	職場復帰日	年 月 日 ※上記の最終休業期間に係る日		
振込先 （育児休業取得 労働者分）	金融機関名		支店名	
	預金種別	普通 ・ 当座		
	口座番号			
	フリガナ			
	口座名義			
添付資料 ※提出する書類を ☑してください。	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認内容を証する書類（育児休業承認書の写し等） <input type="checkbox"/> 子の生年月日を証する書類（出生届出済証明の写し等） <input type="checkbox"/> 育児休業取得及び復帰の実績を証する書類（出勤簿、タイムカード等の写し） <input type="checkbox"/> （別紙）事業主に関する事項 <input type="checkbox"/> 別記様式2（市税納付状況確認の同意）			

<p style="text-align: center;">誓約</p> <p>※内容を確認し、<input checked="" type="checkbox"/>してください。</p>	<input type="checkbox"/>	<p>次の各号のいずれにも該当していること及び上記の内容について確認し、事実と相違ないことを誓約します。</p> <p>(1) 国家公務員又は地方公務員で常勤の身分を併せ持っていない者であること。(交付要綱第4条第2号イに規定)</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団に関与していない者であること。(交付要綱第4条第2号ウに規定)</p> <p>(3) 市税等を滞納していないこと。(交付要綱第4条第2号エに規定)</p> <p>(4) 魚津市が行う男性の育児休業に関する啓発活動に協力できること。(交付要綱第4条第2号オに規定)</p>
---	--------------------------	--

備考

以下のいずれか早い時期までに市へ提出すること。

- (1) 直近の職場復帰日から2か月以内
- (2) 直近の職場復帰日の属する年度の3月31日

(別紙) 事業主に関する事項

企業に関する事項	名称	
	所在地	
	代表者職・氏名 (事業主)	
	従業員数	常時雇用する労働者数 人 ※ 年 月 日現在
	加盟等状況	<input type="checkbox"/> イクボス企業同盟とやま <input type="checkbox"/> 元気とやま!子育て応援企業 <input type="checkbox"/> とやま女性活躍企業 ※該当するものに☑してください。
事業主の誓約 ※内容を確認し、☑してください。	<input type="checkbox"/> <p>次の各号のいずれにも該当していること及び上記の内容について確認し、事実と相違ないことを誓約します。</p> <p>(1) 就業規則（労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則をいう。）、労働協約（労働組合法（昭和24年法律第174号）第14条に規定する労働協約をいう。）等により育児休業制度を設けていること。（交付要綱第4条第1号イに規定）</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に関与していない者であること。（交付要綱第4条第1号エに規定）</p> <p>(3) 市税等を滞納していないこと。（交付要綱第4条第1号オに規定）</p>	
企業担当者	所属 氏名 電話 メールアドレス	

様式第5号（第7条関係）
魚津市指令 第 号

所在地

名 称

魚津市男性の育児休業取得促進補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった魚津市男性の育児休業取得促進補助金については、魚津市男性の育児休業取得促進補助金交付要綱第7条第1項の規定により補助金50,000円を交付し、また、補助金の額を確定します。

年 月 日

魚津市長

様式第6号（第7条関係）
魚津市指令 第 号

所在地

名 称

魚津市男性の育児休業取得促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった魚津市男性の育児休業取得促進補助金については、魚津市男性の育児休業取得促進補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次の理由で不交付を決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

交付しません。

交付しない理由

別記様式 1 (第 6 条関係) (事業主の市税納付状況確認の同意)

第 号
年 月 日

税務課長 あて

地域協働課長
(公印省略)

魚津市男性の育児休業取得促進補助金交付にかかる市税等納付
状況の確認について (照会)

魚津市男性の育児休業取得促進補助金にあたり必要なため、下記の事業所
の市税等の納付状況について回答願います。

【事務担当】地域協働課 (内線266)

同意書

魚津市男性の育児休業取得促進補助金申請の際、補助要件を満たしている
かの確認のため、事業所の市税納付状況について確認することに同意し
ます。

年 月 日

所在地

名 称

代表者職・氏名
(事業主)

印

税務課回答欄

交付申請時	確認年月日	滞納の有無	確認担当者
	以上証明します。		

別記様式2（第6条関係）（育児休業取得労働者の市税納付状況確認の同意）

第 号
年 月 日

税務課長 あて

地域協働課長
（公印省略）

魚津市男性の育児休業取得促進補助金交付にかかる市税等納付
状況の確認について（照会）

魚津市男性の育児休業取得促進補助金にあたり必要なため、下記の者の市
税等の納付状況について回答願います。

【事務担当】地域協働課（内線266）

同意書

魚津市男性の育児休業取得促進補助金申請の際、補助要件を満たしてい
るかの確認のため、私の市税納付状況について確認することに同意しま
す。

年 月 日

自宅住所

氏 名

印

税務課回答欄

交付申請時	確認年月日	滞納の有無	確認担当者
	以上証明します。		